



令和7年度老朽住宅除却事業費補助金

老朽家屋の撤去に、補助金の活用を!



地震などの自然災害による被害や住宅の管理不全な状態による事故などの防止を図るため、老朽化した住宅(空き家)の除却に要する費用を補助します。

■ 対象となる住宅

南国市内に存する住宅(空き家)で、次の条件を全て満たすもの

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された木造の住宅(空き家)である
- (2) 倒壊または火災により、周囲の家屋または避難路などに被害を及ぼすおそれがある
- (3) 「住宅の老朽度の測定基準」による評点が100点以上である

※倉庫のみ・納屋のみなどは対象外。現地調査の際、浴室・炊事場・トイレがあることを確認します。

■ 申請できる方

対象住宅の除却を行う個人または法人で、次の条件を全て満たす方

- ・ 対象住宅の所有者(本人が亡くなっている場合は、相続人の方)
- ・ 南国市税と高知県税の滞納がないこと

■ 申請期間／5月12日(月) 8:30～6月27日(金) 17:00 (12:00～13:00除く)

※郵送の場合は6月27日(金) 17:00 必着。7月以降順次結果をお知らせします。

■ 補助金額／上限 925,000 円 (状況により異なります)

■ 募集棟数／20棟

※(1)から(3)の条件を全て満たした建物の中で危険度により優先順位を決定し、優先順位の高いものから補助対象とします。

■ 補助対象となる工事／住宅の除却工事(解体・運搬・処分) 費用のみが対象

※家財、門、塀、立木などの除却処分費は対象外。道路に隣接するブロック塀の除却は、別途補助金がありますので、ご相談ください。

■ 注意事項／まずは老朽度の判定のために、事前調査を受ける必要があります。

また、相談や申請の際は事前にご連絡をお願いします。

詳しい内容はホームページや住宅課住宅係でご確認ください。